

岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、補助事業者が行う空き家の利活用に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助率、補助事業者及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、知事が別に定める。
- 3 補助金の額は、前項に定める補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じた額とする。ただし、同表に定める補助限度額を上限とする。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式、第1-2号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 市町村を除く補助事業者が空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業の交

付申請を行う場合は、書類の正副各1部を空き家が所在する市町村に提出するものとする。

- 3 市町村は、前項の規定による提出があったときは、申請団体及び事業確認書（第6号様式）を第1項に規定する書類の正本に添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、補助金を交付することが適当と認められたときは、補助事業者に対して補助金の交付の決定を通知するものとする。
- 5 補助事業者は、第1項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げを行うことができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業者は、原則として、交付決定日前に事業実施していないこと。
- 二 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の増額（空家総合整備事業に限る。）又は20パーセント以上を減額する場合に限る。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 四 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 補助事業者は、第4条第1項の書類の提出後に新たに、この補助金以外の補助金（以下「他の補助金」という。）の申請を行った場合は、当該補助金に係る申請書又は交付決定通知書の写しを知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- 六 他の補助金の交付申請書を提出した補助事業者は、当該交付申請書に係る交付決定通知書を受けた場合は、速やかに知事に提出すること。
- 七 他の補助金を併せて受領する補助事業者は、当該補助金に係る交付決定額の増額若しくは減額の変更がされた場合は、遅滞なく、当該変更に係る通知書等の写しを知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- 八 空き家改修費補助事業及び空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業は空家総合整備事業と併用できないこと。
- 九 空き家改修費補助事業及び空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業の補助事業者は、補助対象事業の内容の変更をする場合であっても当初の交付申請額以上の補助金の交付を受けることはできないこと。

十 補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。

十一 知事は前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。

十二 補助事業者は、納付すべき国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

2 補助事業者が前項第2号から第5号まで及び第7号の規定により知事の承認を受けようとする場合の様式は、第7号様式のとおりとする。

（事業実績報告書等）

第7条 実績報告書の様式は、第8号様式、第8-2号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

ただし、空家総合整備事業の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、第12号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市町村が補助事業者の場合は、補助金交付請求書の提出は省略するものとする。

（暴力団の排除）

第9条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産及び同条ただし書の規定により知事が定める財産処分制限の期間は、次のとおりとする。

一 空き家改修費補助事業により改修した空き家 十年間

二 空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業により改修した空き家 十年間（市町村が補助事業者の場合は、市町村が定める期間）

三 空家総合整備事業により改修又は取得を行った空き家 市町村が定める期間

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後10年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が10年間を超える期間にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日が属する年度の末日まで）とする。

(空き家活用に係る協力依頼)

第12条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の対象となった空き家の改修についてのアンケートその他の事業の円滑な実施に係る調査協力等を依頼できるものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、別途知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、空き家活用支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則（平成29年6月15日住第94号改正）

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度申請分から適用する。

附 則（平成29年10月24日住第224号改正）

この要綱は、平成29年10月24日から施行し、平成29年度申請分から適用する。

別表1（第3条関係）

事業区分		補助対象事業	補助率	補助事業者（詳細は別に知事が定める。）	補助限度額
1	空き家改修費補助事業	移住又は定住を目的として空き家を改修する事業	3分の1	(1) 移住者 (2) 多子世帯の世帯主等 (3) 新婚世帯の世帯主等 (4) 空き家の所有者又は賃借権者	1,000千円
2	空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業	県内への移住を促進するため、空き家を活用してお試し体験住宅を整備する事業	3分の1	(1) 市町村 (2) 移住促進団体等	1,000千円
3	空家総合整備事業	市町村が空き家の利活用を目的として空き家所有者等に対し行う補助事業	市町村費の3分の1以内	(1) 市町村	1,000千円/件

※ 「空き家」、「多子世帯」、「新婚世帯」、「空き家の所有者又は賃借権者」、「お試し体験住宅」、「移住促進団体」その他この要綱に定義のない用語の意義については別に知事が定める。

別表2（第4条関係） 交付申請書に添付する書類

事業区分	交付申請書	交付申請書添付書類
空き家改修費補助事業 空き家を活用したお試し体験 住宅整備費補助事業	第1号様式	1 事業計画書（第2号様式） 2 補助対象経費の内訳が分かる書類 3 空き家の所有権又は賃借権の所在を証明する書類の写し 4 空き家であることの確認書（第3号様式） 5 空き家の改修部分を明記した平面図 6 空き家の改修予定部分の現況写真 7 他の補助金に係る交付申請書又は交付決定通知書の写し（補助対象事業について他の補助金を併せて申請する場合又は受けている場合に限る。） 8 空き家に居住する全ての者の住民票（空き家改修費補助事業の交付申請を行う場合に限る。） 9 空き家に居住する全ての者の国税、都道府県民税及び市町村税に係る納税証明書（空き家改修費補助事業の交付申請を行う場合に限る。） 10 団体の概要を証明する書類（市町村を除く補助事業者が、空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業の交付申請を行う場合に限る。） 11 その他知事が必要と認める書類
空家総合整備事業	第1－2号様式	1 補助金所要額調書（第4号様式） 2 市町村事業概要書（第5号様式） 3 当該事業に関する歳入歳出予算書の抄本又は予算確保の確約書 4 その他知事が必要と認める書類

別表 3 (第 7 条関係) 実績報告書に添付する書類

事業区分	実績報告書	実績報告書添付書類
空き家改修費補助事業 空き家を活用したお試し体験 住宅整備費補助事業	第 8 号様式	1 空き家の改修部分を明記した平面図 2 空き家の改修部分の写真 3 補助対象経費に係る契約書の写し 4 補助対象経費に係る領収書の写し 5 補助対象経費の内訳を示す書類 6 耐震化計画書 (第 9 号様式) 7 空き家に居住する者の住民票 (空き家改修費補助事業の交付申請を行う場合であって、申請時に提出した住民票から変更があった者に係るものに限る。) 8 その他知事が必要と認める書類
空家総合整備事業	第 8 - 2 号様式	1 補助金所要額精算書 (第 10 号様式) 2 市町村事業内訳明細表 (第 11 号様式) 3 市町村が補助金を支払ったことが分かる書類 (額の確定通知等) 4 その他知事が必要と認める書類